

岐阜労働局発表
令和2年10月29日(木)

| | |
|----|--|
| 担当 | 岐阜労働局雇用環境・均等室 監理官 筒井 俊幸 指導官 祝迫 智子 電話 058-245-1550 |
|----|--|

「新はつらつ職場づくりキャンペーン」の実施 ～働き方の新しいスタイルを目指して～

岐阜労働局(局長 畑 俊一)は、「新はつらつ職場づくり宣言」を推進するために11月を「新はつらつ職場づくりキャンペーン」として集中的な啓発・支援等を実施します。

「新はつらつ職場づくり宣言」は、平成29年度から公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会の協力を得て、職場において誰もが健康ではつらつと働くことができる職場環境づくりについて労使が協力して宣言を行い、その宣言を当局に登録するものです。

なお、宣言登録から3年を経過している事業場については、2度目の宣言登録を行うことができます。

特に、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により労務管理、勤務体制の見直しがなされるなど働き方の新しいスタイルの構築が進められています。

当局では、働き方の新しいスタイルの構築のために下記支援を行っています。

【主な支援】

《働き方・休み方改善コンサルタントの派遣》

職場での労働時間等の改善や年休取得等についてコンサルティングを実施し、改善プランの作成を行います。

《新はつらつ職場づくりセミナー》

新はつらつ職場づくり宣言事業や働き方改革の推進に関する各種制度等の普及を図ることを目的として、セミナーを開催します。

今年度は、令和3年1月14日、岐阜市文化センターにて開催します。

《助成金》

働き方改革推進支援助成金 職場意識改善特例コース

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして特別休暇制度を導入するための取組費用の一部を助成(助成率3/4など)します。【助成上限額:50万円】

《ぎふ働き方改革推進支援センター》

「ぎふ働き方改革推進支援センター」では、With コロナ時代を踏まえた働き方改革に向けて、無料のワンストップ相談窓口を開設しています。

支援内容 常駐相談、個別企業訪問、働き方改革に関する講師派遣

【添付資料】

- 別紙1 「新はつらつ職場づくりキャンペーン」の概要
- 別紙2 新はつらつ職場づくり宣言リーフレット
- 別紙3 働き方・休み方改善コンサルタント
- 別紙4 「働き方改革推進支援助成金」職場意識改善特例コースのご案内
- 別紙5 ぎふ働き方改革推進支援センターのご案内

「新はつらつ職場づくりキャンペーン」の概要

1 目的

毎年11月を「新はつらつ職場づくりキャンペーン」期間と位置付け、同期間を中心に新はつらつ職場づくり宣言事業の趣旨に合致した諸行事を行い、はつらつ職場づくりに向けた集中的な啓発・支援等を実施する。

2 実施項目

(1) 各種要請活動、周知・広報の実施

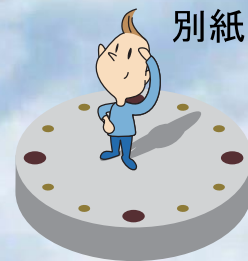
管内企業・事業場、労使団体、関係機関・団体、地方自治体等に対して、各種要請及び周知・広報活動を集中的に実施する。

(2) 「新はつらつ職場づくりセミナー」の開催

キャンペーン期間を中心に、新はつらつ職場づくり宣言事業や働き方改革の推進に関する各種制度等の普及を図ることを目的として、「新はつらつ職場づくりセミナー」を開催する。

「新はつらつ職場づくり宣言」

（働き方改革実現推進）



—働き方改革を推進し、はつらつとした職場を目指して労使による宣言を！—

岐阜県においても、少子高齢化の進行や介護離職等による労働力人口の大幅な減少が懸念されています。今後、企業が優秀な人材を確保・定着させ、維持・発展を図っていくためには、すべての人々が社会で活躍できるように、長時間労働の削減や非正規雇用労働の待遇改善等を始めとした働き方改革関連法が順次施行されています。

岐阜労働局と公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会では、誰もが健康で、はつらつと働くことができる職場づくりを目指し、労使が共に取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」を推奨しております。

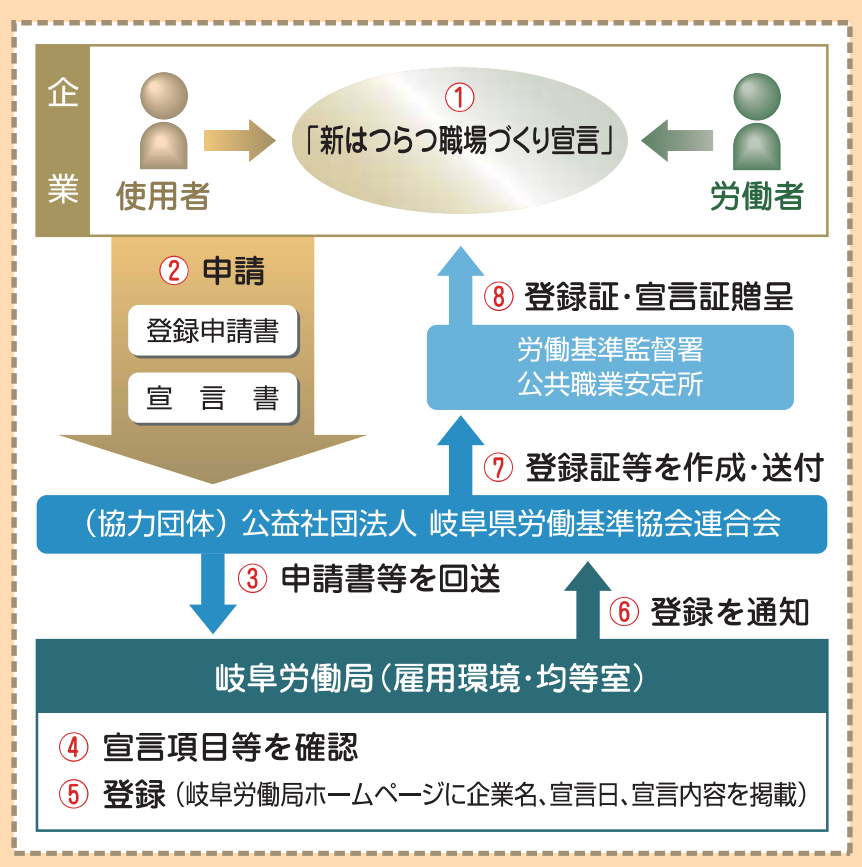
働き方改革を推進して、優秀な人材の確保と誰もがはつらつと働くことのできる職場づくりを目指して、積極的な宣言をお願いします。

●宣言登録の条件

登録には、以下の条件が必要です。

- (1) 岐阜県内で事業を営む企業・事業場・団体等であること。
- (2) 宣言の内容が、本事業の目的に合致していること。
- (3) 企業等の労使が宣言内容に賛同し、双方の代表者が署名した「宣言書」（重点項目番号を記入）を添付し、登録申請書を提出すること。
- (4) 企業や事業場の情報（名称・代表者役職氏名、所在地、業種、労働者数、宣言年月日）及び「新はつらつ職場づくり宣言（働き方改革実現推進）」の内容について、岐阜労働局ホームページへの掲載に同意すること。
- (5) 岐阜労働局に配置される「働き方・休み方改善コンサルタント」によるコンサルティングの実施について、協力すること。
- (6) 宣言内容の変更に係る登録は、原則として、3年を経過した後から可能となること。
- (7) 登録決定後、公共の福祉に反するなど社会的に非難される事案等が発覚した場合は、岐阜労働局長の判断で、岐阜労働局のホームページから削除する場合があること。

●登録申請の手続き



新はつらつ宣言に関する相談コーナー

岐阜労働局雇用環境・均等室「新はつらつ宣言係」

電話:058-245-1550 FAX:058-245-7055

以下の重点項目 1～9 の中から、必要数以上の宣言をお願いします。

「新はつらつ職場づくり宣言」の条件

1 長時間労働の抑制及び過重労働の解消

- 例 時間外労働を減らすため、毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。
- 例 労働時間を適正に管理し、疲労の蓄積や賃金不払残業を発生させません。

2 年次有給休暇をはじめとする各種休暇の取得促進

- 例 年次有給休暇の取得のしやすい環境をつくり、仕事と家庭生活の調和を進めます。
- 例 誕生日、結婚記念日等のアニバーサリー休暇の取得を促進します。

3 心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり

- 例 健康診断や診断結果に対する措置を確実に実施し、労使で健康障害の原因を排除します。
- 例 職場から労働災害を無くすため、4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動に積極的に取り組みます。
- 例 ストレスチェックの集団分析結果を活用して職場の環境改善を進めます。
- 例 治療と職業生活の両立支援となる一定の就業上の措置(休暇・勤務制度)を行います。

4 若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の活躍推進

- 例 女性の管理職への登用を積極的に推進します。

5 仕事と家庭の両立支援対策

- 例 育児と介護の両立支援に取り組みます。男性の育児休業等の取得促進を進めます。

6 各種ハラスメントの防止対策

- 例 パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等各種ハラスメントの根絶に取り組みます。

7 非正規雇用労働者の待遇改善等による魅力ある職場づくり

- 例 「多様な正社員」制度の普及・拡大を図ります。

8 人材育成・キャリア形成のための支援

- 例 ハロートレーニング（在職者向け）を活用して、従業員のスキルアップに取り組みます。

9 その他、はつらつと働くことができる職場づくりに資すること

1つ以上

3つ以上

全体で5つ以上の宣言

2項目以上

新はつらつ職場づくり宣言（働き方改革推進） 宣 言 書

私たち、〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇株式会社労働組合（又は従業員代表△△△△）は、労使ともに協力して、健康・快適で仕事のしやすい職場づくりを目指すために、当社においては、働き方改革を推進し、次のとおり「はつらつ職場づくり」に取り組むことを労使で宣言する。

- 1 時間外労働の削減と、疲労回復のため毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。 **1**
- 2 労働時間を適正に管理し、サービス残業を生じさせません。時間外労働・休日労働の削減に努め、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めます。 **1 5**
- 3 誕生日、結婚記念日等を「家族感謝デー」として、年次有給休暇の取得を促進します。 **2**
- 4 心の健康づくり計画を作成し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組みます。 **3**
- 5 女性の管理職への登用を積極的に推進します。 **4**
- 6 若者の就労支援のため、インターンシップを実施します。 **4**
- 7 育児と介護の両立支援に取り組みます。男性の育児休業等の取得促進を進めます。 **5**
- 8 コミュニケーションを大切にし、一人ひとりの人格を尊重し、パワーハラスメントのない職場を目指します。 **6**
- 9 パートタイマーの正社員転換など処遇の改善を進めます。 **7**

年 月 日

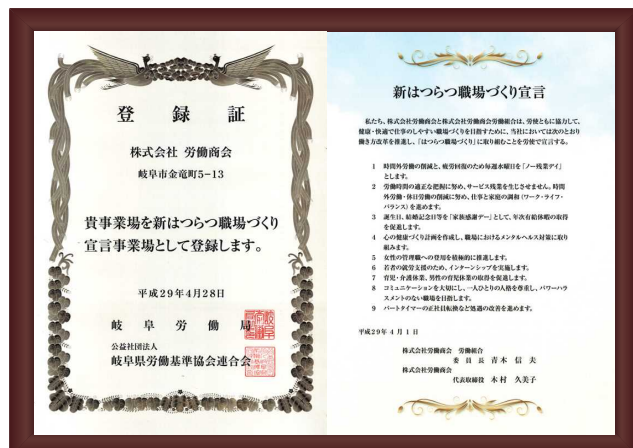
宣言ごとに左ページの重点項目番号を記入してください。
※登録後に贈呈します「宣言証」には同番号は入りません。

労使の署名又は
記名・押印をお
願います。

〇〇〇〇株式会社 労働組合（又は従業員代表）
委員長 △△ △△ ⑩
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

※宣言書・登録申請書の様式は、岐阜労働局HPでダウンロードできます。

登録されると、右のように額入りの
登録証、宣言証が授与されます。



※ 下記「登録申請書」に必要事項を記載の上、「宣言書」を添付し、
「公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会」(〒501-6133 岐阜市日置江4-48 TEL058-270-0380)あて
FAX(058-270-0388)をお願いします。
登録が承認されたら、「宣言証」を印刷のために岐阜県労働基準協会連合会から「宣言書」のテキストデータ(印影は不要)の提出をメールで依頼しますので、データをメールで提供してください。

「新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革実現推進)事業場」

登録申請書

公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会 御中
(FAX:058-270-0388)

当社では、登録条件を確認のうえ、別添「宣言書」のとおり、新はつらつ職場づくり宣言を行いましたので、その登録を申請いたします。

年 月 日

| | | | | |
|----------------------------|---------------------|-------|---------------------|--------------------------------|
| 事業場名 | ふりがな | | 本・支社の区分 | 本社・本社以外 本社以外の場合 本社: 都道府県 |
| 代表者 | 職名 | ふりがな | | |
| | | 氏名 | | |
| 所在地 | 〒 ー | | | |
| 業種 | | 労働者数 | 名 (パート・アルバイト等含む) | |
| 宣言年月日 | 年 月 日 (「宣言書」の日付と同一) | | | |
| 担当者 | 所属・役職 | | | |
| | 氏名 | ふりがな | | |
| | 電話 | | | |
| | F A X | | | |
| | メールアドレス | | | |
| 宣言書における労働者代表氏名について、HP掲載の可否 | | 可 ・ 否 | | |

差し支えない範囲で、お尋ねします。「新はつらつ職場づくり宣言」は何でお知りになりましたか。

・労働局の案内 ・監督署の案内 ・ハローワークの案内 ・労働基準協会連合会の案内 ・市町村の案内 ・商工会議所・商工会の案内
・業界団体の案内 ・協会けんぽの案内 ・金融機関の案内 ・リーフレット ・その他()

働き方・休み方改善コンサルタント

対象となる方

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業(規模・業種は問いません。)

支援内容

岐阜労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、次のようなお悩みやご要望にお応えします。

- ・「従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。」
- ・「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。」
- ・「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい。」
- ・「労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい。」
- ・「ゆう活に取り組みたいが、何をしたらいいかわからない。」

※ 「働き方・休み方改善コンサルタント」は、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

※ 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は、全て無料です。また、ご相談の秘密は固くお守りします。

ご利用方法

「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます。

1 コンサルティング(個別訪問によるアドバイス)

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

2 説明会への講師派遣

労働時間や休暇制度に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。

3 研修会(ワークショップ)の開催

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に関する研修会を開催します。

お申し込みは、ご希望のご利用方法とともに、岐阜労働局雇用環境・均等室までご連絡ください。

お問い合わせ先

岐阜労働局雇用環境・均等室

〒500-8723

岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4F

電話058-245-1550 FAX058-245-7055

「働き方改革推進支援助成金」 職場意識改善特例コースのご案内

重要なお知らせ

- 事業実施期間を9月30日から12月31日まで延長しました。
- 交付申請期限を9月30日から1月4日まで延長しました。
- 支給申請期限を11月16日から1月15日まで延長しました。

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4など）します。【助成上限額：50万円】

対象

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

労働者災害補償保険の適用事業主で、
特別休暇の規定の整備を行う
中小企業の事業主(※)

| 業種 | A または B の要件を満たす企業が中小企業になります。 | |
|-----------------|------------------------------|----------------|
| | A 資本または出資額 | B 常時使用する労働者 |
| 小売業 (飲食店を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1 億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3 億円以下 | 300人以下 |

助成金支出までの流れ

事業実施期間（令和2年2月17日～同年12月31日）

1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

- 支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。
- 支給対象となる取り組み
 - ①就業規則などの作成・変更
 - ②外部専門家によるコンサルティング
 - ③労務管理担当者・労働者に対する研修
 - ④人材確保に向けた取り組み
 - ⑤労務管理用機器の導入・更新
 - ⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新
(パソコンなどの購入費用は対象となりません)

2 交付申請書の提出【申請期限：1月4日】

交付決定

3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限：1月15日】

労働局の支給決定後
助成金の支給

留意事項

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)



ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 にお尋ねください。

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

(厚生労働省 岐阜労働局 委託事業)

ぎふ働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



特に、以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。

- 働き方改革って？
- 業務効率化から始めたい
- 関連法の詳細は？
- 生産性向上で賃金アップ
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 活用可能な助成金
- 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

ワン・ストップ 無料相談

当センターではご要請に応じ、企業経営や労務管理の専門家が無料で以下の支援をお手伝いしています。

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し課題解決に向けた支援を行います。

無料 セミナー・講師

全体説明や個別テーマなど要請に応じた講演を行います。

無料 常駐相談

当センター内で電話相談や来所者相談を行っています。

ぎふ働き方改革推進支援センター

〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6丁目12番地 シングザ神田5階

電話

0120-226-311

ファックス

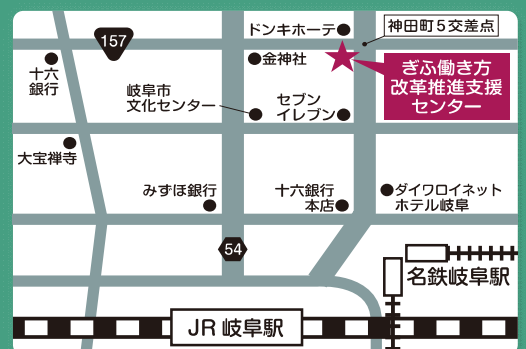
058-201-5833

E-mail

info@task-work.com

ホームページ

https://sien.task-work.com/



提携駐車場あり

裏面は無料出張相談申込表になっております。FAX または E-mail にてお申し込み下さい。

専門家による無料出張相談 申込票

ぎふ働き方改革推進支援センター 宛
E-Mail の方は、info@task-work.com へ下記内容をお送りください。

FAX 058-201-5833

申込日： 年 月 日

| | | | |
|--|---|---------------|---|
| 会社名 事業所名 | | | |
| 業 種 | | 従業員数 (正社員) | |
| 住 所 | 〒 - | | |
| 氏 名 | | 担当部署 ・ 役職 | / |
| 電 話 | () - | () - | |
| 相談希望日時 (専門家を選定しますので、1~2週間後で日程設定ください。) | (○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整 <input checked="" type="checkbox"/> でも結構です) | | |
| | 第1希望 | 月 日 / 時 から | |
| | 第2希望 | 月 日 / 時 から | |
| | 第3希望 | 月 日 / 時 から | |
| | 専門家と後日調整 <input type="checkbox"/> | | |
| 相談内容 (最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい) | <input type="checkbox"/> 生産性向上・業務効率化 <input type="checkbox"/> IT 活用 <input type="checkbox"/> 人材採用・人材確保 <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度・評価制度 <input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 <input type="checkbox"/> 労働時間管理・時間外労働 <input type="checkbox"/> 職場風土・コミュニケーション <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 高齢者活用・再雇用 <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> 補助金・助成金 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| | 特に相談したい内容をご記入ください。(専門家も準備ができます。) | | |

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階
☎ 0120-226-311 ☎ 058-201-5833 ✉ info@task-work.com
ぎふ働き方改革推進支援センター (実施機関/株式会社タスクール Plus)